

仕様書（案）

1 契約件名

多言語通訳・翻訳サービス業務委託

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

西東京市（以下「市」という。）の指定する場所

4 委託業務内容

タブレットを介して、面接等に訪れた日本語を母国語としない市民と職員が円滑にコミュニケーションをとるための、多言語の通訳・翻訳に対応する機能を提供するものとする。以下の全ての仕様を有するものとする。

- (1) タブレットの台数は2台以上とし、受託事業者（以下「受託者」という。）からの貸与とする。
- (2) 本体のメンテナンス及びソフト・アプリ等の更新等については、受託者が実施するものとする。タブレットのディスプレイサイズは、9.7インチ程度とし、画面が見やすく、かつ、持ち運びしやすいサイズとする。
- (3) 多言語に対応していること。少なくとも、英語、中国語、ネパール語、フランス語に対応できること。
- (4) 市民の相談対応は、多岐に渡るため、以下の内容を正確に通訳・翻訳できる機能を有すること。
 - ア 行政サービスや手続きに関するこ
 - イ 日常生活全般
 - ウ 妊娠、出産を含めた、医療や保健に関するこ
 - エ 育児や子育てに関するこ及び支援策 等
- (5) 通訳する言語及び日本語双方向の通訳・翻訳を行う機能を有すること。
- (6) サービスは、相談時にリアルタイムで対応できること。
- (7) 乳幼児健診や予防接種等の受診を支援するため、受託者において、問診票、説明文等の翻訳を行い提供できること。
- (8) 通訳・翻訳サービス利用について、相談窓口を設けていること。
- (9) 業務の実施にあたり、知り得た個人情報保護の管理を徹底する体制がとれていること。
- (10) 行政窓口や訪問支援等での実績が複数あること。

5 檢収

受託者は、当該月の業務終了後、完了報告書及び業務報告書を添えて市に提出するものとする。

市が上記完了報告書を受理し、確認したことをもって検収とする。

6 支払い

検収終了後、受託者は、当該月分について請求し、市は、請求があった後速やかに委託料を支払うものとする。

7 個人情報の取扱いについて

本契約の履行において、個人情報が関与する場合には、受託者及び本契約において市が認めた再委託先の業者（以下「受注者」という。）は個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守し、個人情報の保護に細心の注意を払わなければならない。

(1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(2) 受注者は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守すること。

なお、本業務が終了した後も同様とする。

ア 本業務以外の目的で使用しないこと。

イ 盗用しないこと。

ウ 第三者へ提供しないこと。

エ 本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。

オ 市に無断で改変しないこと。

カ 市に無断で持ち出さないこと。

キ その他市長が別に定める事項

(3) 受注者は、業務の実施に当たり貸与された個人情報を本業務の終了後、速やかに市に返還すること。ただし、市が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。

(4) 受注者は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに市に報告しなければならない。

(5) 受注者が前各号に掲げる事項に違反した場合は、市は受託者に対して契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(6) 秘密保持の義務違反は、法令及び条例の規定により处罚の対象となる。

8 その他

(1) 受託者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には、市と協議すること。